

仕 様 書（レンタル用）

文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画担当

（担当 松元、水野 電話 075-222-3085）

件 名	モバイルW i - f i ルーター（レンタル）
契約期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日
契約条件	1 商品詳細 以下の要件を満たす「モバイルW i - f i ルーター」とする。 <数量> 1 台 <データ量> 20GB／月 とする。 ただし、月間の利用量が20GBを超えた場合は、速度規制をしたうえで利用できること。 <対応回線> 4GLTE <充電> A Cアダプターによる充電（コンセントでの充電）と、U S Bケーブルによる充電（パソコンへの接続による充電）の両方が可能であること。 ※充電用のケーブルも用意すること。 <通信> 以下の利用場所が、通信可能範囲（エリア）内であること。 <その他> ① 本モバイルW i - f i ルーターは、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末等に通信接続し、以下の利用場所で、市民がオンラインシステムを利用して届出等を行うことを予定している。このため、本用途で利用できるものであること。 ② モバイルW i - f i ルーターは、新品とする。レンタル期間中に故障した場合は、本仕様書の内容を満たす同等品と交換すること。 ③ レンタル期間満了後、モバイルW i - f i ルーターに通信履歴等の記録が残る場合については、京都市情報セキュリティ対策基準に則り、記録媒体から全てのデータを消去のうえ、データ消去に関する証明書を本市に提出すること。 ④ 契約には、搬入及び返却等の諸経費を含むこと。 ⑤ 支払は、毎月1日以降に前月分を、受注者からの請求に基づき、適正な請求書受領後30日以内に支払う。ただし、毎月の支払額に小数点以下が発生する場合は、最後の支払に上乗せして支払うものとする。

2 納品条件

(1) 納品場所

文化市民局地域自治推進室 執務室（京都市役所分庁舎地下1階）

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-3085（担当：松元、水野）

(2) 納品日

令和7年10月1日午前8時45分から利用できるように納品すること。

3 利用場所

納品場所又は下記場所にて利用する。

北区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	北区紫野東御所田町33-1
上京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地
左京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
中京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
東山区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	東山区清水五丁目130番地の6
山科区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	山科区榎辻池尻町14-2
下京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608 番地8
南区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	南区西九条南田町1-3
右京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	右京区太秦下刑部町12番地
西京区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	西京区上桂森下町25-1
洛西支所市民総合窓口室 戸籍住民担当	西京区大原野東境谷町二丁目1-2
伏見区役所市民総合窓口室 戸籍住民担当	伏見区鷹匠町39番地の2
深草支所市民総合窓口室 戸籍住民担当	伏見区深草向畑町93-1
醍醐支所市民総合窓口室 戸籍住民担当	伏見区醍醐大構町28

	4 その他 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、京都市の指示に従うこと。
--	--